

## 市 政 運 営

### 1 市政運営の基本原則

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

#### (1) 市の執行機関等及び市議会は、以下の原則に基づき市政運営を行うこととする。

自治の基本理念、自治の基本原則にのっとった市政運営を行うこと。

健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。

市民に対しての説明責任を果たすこと。

### 2 総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

#### (1) 総合的かつ計画的な市政運営

市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。(義務規定)

市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。(努力規定)

市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。(義務規定)

市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。(義務規定)

#### (2) 効率的で効果的な行財政運営

市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。(義務規定)

市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表する。(義務規定)

市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。(義務規定)

## 【現状】

地方自治法第2条4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

熊本市総合計画策定に関する訓令

第6次総合計画基本構想

熊本市行政評価制度実施要綱

地方財政法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方自治法第243条の3(財政状況の公表等)

熊本市財政状況の公表に関する条例

財政ってなあに～熊本市の家計簿 2008～

熊本市予算決算規則

熊本市会計規則

熊本市物品会計規則

熊本市財産規則

熊本市行財政改革計画(案)

熊本市監査規程

熊本市外部監査契約に基づく監査に関する条例

## 【1巡目の意見】

### 総合計画について

総合的で計画的な市政運営を図るためには、総合計画が必要。自治基本条例に位置づけて、総合計画を全市民のものにしていくという点で、行政や議会の役割は非常に大きい。(西村委員)

盛り込むのであれば、熊本市では基本計画も議決事項としているので、文言を整理したほうがよい。(鈴木委員)

項目の整理をすべきところもある。(落水委員)

条例の中に、趣旨や基本理念を謳い、間違いなく行われるということが規定してあればよい。議会が違う構成になって止めてしまうことが考えられるのであれば残しておかなければならない。そうでなければ残さなくてよい。(山形委員)

行政の活動を理解するためにも、議会と行政と市民の三者が一体となって総合計画を策定することを明確に謳う必要がある。問題は2つに分けて考えるべき。1点目は「計画が必要かどうか」、2点目は「どういう計画でなければならないのか。」(西村委員)

議会の中でも、総合計画は「タイムリーではない」、「ターゲットを絞るべきではないか」という話が出ており、大勢ではないが研究している状況の中、条例に謳ってしまうと、10年サイクルの総合計画の容認になる。総合計画には様々な作り方があり、今は過渡期である。(鈴木委員)

総合計画の内容について、予算と連動させようという市町村や、戦略的な計画とし総花的なものはやめようという市町村がある。単に「総合計画をつくる」とすると、「総合計画を策定しない計画行政」という可能性をつぶしてしまう。(山口会長)

地方自治法で縛られている総合計画云々より、策定段階の市民参画や周知が気になるし、他の項目に吸収できることが考えられる。(下川委員)

三者協議の仕組みが生かされていく理念を謳えばよい。今の総合計画の作り方は物足りない部分がある。議会と市民と行政と一緒にやっていくということを謳えば、形は変わっていくと思う。(山形委員)

自治基本条例の中に、総合計画をあえて一つの項目として盛り込む必要は無いと思う。むしろ議会の責務、行政の責務、市民の責務に分けて入れ込むべき。(松崎委員)

### **財政運営の仕組みについて**

財政健全化法の制定により、連結決算などは具体的に規定された部分もあるが、あえて二重に書くという選択もある。(山口会長)

国の制度で、財政の健全化を示す4指標が定められたが、この件は既に熊本市議会は取り組んでおり、細かく書きすぎると時代遅れになる。(鈴木委員)

自治基本条例は、議会や行政職員など専門家のためにあるのではない。高齢者も含めた市民が、自分たちの権利や市役所の仕事がどうなっているか汲み取ることができる条文構成にしていかなければならない。健全で透明な財政運営を行うことはもちろん、財政健全化を示す指標や、どう財政運営がなされているか、それに対し、市民はどう参画するのか、どうチェックしていくかを規定することが必要。(林委員)

行政運営がどのようになされ、市民が参画と協働により、どういう視点からチェック機能を果たせるかということは、別途詳しい解説が必要。参画・協働の視点から、整理して方向付けをしたほうがよいのではないか。(田中委員)

基本計画と財政計画はリンクすべき。(西村委員)

財政問題は非常に大きく変化していくこともあるので、基本だけ書いておけばよい。1の「健全性の確保につとめ、効率的で効果的な財政運営を行います」という規定に、色々な財政の問題を包含していると考え。(齋藤委員)

1番はあくまで原則であり、具体的に何をしなくてはいけないのかを明らかにしなければならない。林委員の案 21 条に書かれている「一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算」「総合計画、原価計算の実施及び行政評価を踏まえて、最小の経費で最大の効果を挙げるように健全で透明な財政運営」など具体的なことを明確にすべき。(熊本市の最高法規であるため、大事なことは明記すべき)(西村委員)

財政全体の状況について、条例に具体的に書かなくても、市民は別の方法で知る機会がある。(齋藤委員)

財政のことは非常に大事だし、市民も財政状況を知った上でまちづくりに参画しなければならないので、「財政に関する資料の作成と公表」や「財政情報の説明」が大事な部分で総論は盛り込む必要がない。(下川委員)

財政健全化法で何が具体的に規定されているのか明らかにしてもらいたい。(西村委員)

#### **財政状況に関する資料の作成、公表、市民への説明、評価**

< 条例全体にかかる意見 >

普通の市民でもわかってもらえるように規定すべき。(山形委員)

< 「1 わかりやすい資料の作成と公表」の意見 >

2番の項目の中の”説明”という言葉は1番目に盛り込んでどうか。(鈴木委員)

北海道ニセコ町のように、親子で議論できる程度の内容の情報を提供することが大事。それが議会意思と行政意思と市民意思との隔たりをなくしていくための手法。政策と財政(事業と経費)を結びつけたわかりやすい方式で自治基本条例に謳い込む必要がある。(荒木副会長)

半年ごとに財政状況等を公開することは難しいのでは。(鈴木委員)

現在の事業サイクルでは難しい。議論が必要。(前委員)

依存財源については、国の操作対象となっており、自治基本条例の中に謳い込むことは難しい。(荒木副会長)

< 「2 財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明」の意見 >

「財務状況の公表」と「財政情報の説明」は、1番目の項目の「わかりやすい資料の作成と公表」と同じなので、必要ない。また、「監査の強化」といった場合、監査委員の監査と外部監査の両方を含んでいるのかがわかりにくい。(山口会長)

監査の主体について整理をする必要がある。(下川委員)

一般的な監査という意味では必要。(齋藤委員)

「監査の強化」は、どういうことを想定しているのか、議会は100条を使ってやる方法もあるので、監査をどこまで定義するかを含めて、検討が必要。(鈴木委員)

中期財政計画を策定し、ローリングしながら公表しているので、2番目の項目と3番目の項目については、一本に表現をまとめるなど整理したほうがいい。(鈴木委員)

<「3 財政診断に必要な財政状況資料の作成」の意見>

発生主義会計による財政収支のイメージが付かないが、財政のわかりやすい資料をつくるという意味では必要。(前委員)

<「4 事業ごとの予算、決算、進捗度や達成度の評価、第三者評価、その過程と結果の市民への公表」の意見>

既に行政評価の規定があるので、その際に、行政評価を規定として盛り込むのか、中身をどう規定するのかを協議したほうが良い。また、事業のどこまでをいっているかを整理しなければならない。(前委員)

行政でいっている事業と、皆さんが捉えられている事業と意味が違くと困る。(鈴木委員)

議会に対しての説明と市民に対しての説明は、少し違うのではないか。(山口会長)

行政における過程と結果の公表は難しいことではないと思う。(西村委員)

第三者評価や市民の評価によって、方向修正が出来る仕組みが必要。(山形委員)

### **財産管理について**

行政の財産といった場合、保有財産や債権、物品もあるため、どこまでを管理計画に定めるのが議論する必要がある。(前委員)

管理計画を定める趣旨を明確にすべき。条文を読んだだけでは判断が難しい部分があるため、検討が必要。(前委員)

熊本市の財産管理の現状と問題について報告してもらう必要がある。(西村委員)

財産の定義や範囲の問題はあるが、根本的な原則は明瞭にすべき。(西村委員)

### **行政評価について**

<「1 行政評価の実施と結果の反映」の意見>

盛り込むことは賛成だが、「総合計画の推進に当たり」なのか「総合的かつ計画的な市政運営を推進するために」なのかは論議すべき(西村委員)

<「3 外部監査の結果を踏まえ必要な措置を講じる」の意見>

11 ページの「財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明」と重複するため盛り込まない。(原委員)

盛り込む場所は行政評価のところではない。(林委員)

熊本市の行政評価は第三者機関的なものの意見を反映させるようにしているのか等(外部監査の実績及び内容)を教えていただきたい。(林委員)

### **【林委員・西村委員提言】**

(行政運営の基本原則)

第20条 市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行います。

(1) 市政に関する情報は、住民の共通の財産であり、透明で開かれた行政運営を推進し、市政情報の共有を基本にして、迅速かつ積極的に情報を開示及び提供しなければならない

なりません。

(2) 課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの各過程に住民参画を基本にして、住民を積極的に参画するよう保障するものとします。

(3) 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

(4) 人種、信条、性別、年齢、社会的、身体的、政治的状况等で差別的取り扱いをすることなく人権を尊重し、一人ひとりの住民の権利の擁護を図らなければなりません。

(5) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、一人ひとりの住民の福祉の増進を目的として行わなければなりません。

(6) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければなりません。

(7) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点に立ち、必要な指導及び調整を行わなければなりません。

行政は、計画を策定して、それを基本に行政運営をしなければならない。総合計画を最上位の計画として、他の計画を位置づけ整合性を図り、体系化してすすめるなければならない。

## 総合計画について

(総合計画)

第21条 市は、総合的かつ計画的に行政運営を図るため、最上位の総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための基本計画により構成されます。

3 総合計画は、住民の参画の手続きを経て案が作成され、基本構想及び基本計画は議会の議決を経て策定されます。

4 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます。

5 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。

6 市長等は、総合計画について、住民への周知を図り、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。

(計画行政)

市の行政は、総合計画にもとづいて計画的に行わなければならない。

(総合計画)

総合計画は、熊本市の将来像を明らかにし、長期10年の計画で、有限な資源配分を定めた戦略計画とする。

(諸計画等の原則)

1 全ての計画は、総合計画を基礎に体系づけられ、配分、位置づけ等整合されなければならない

2 財政計画の裏づけと結合されなければならない

3 行政評価にもとづいて計画の制定、修正

4 情報公開、市民参画による計画の策定

(実施段階における計画の作成)

1 実施目標とその実現の手段、方法

2 原価計算と将来のコスト計算された財政措置

3 住民参画の形態と参画の方法

## 4 事業期日の設定

(総合計画の進行、点検、評価)

総合計画進行評価委員会の審議の結果等について公表

### 財政運営について

(健全で透明な財政運営)

第22条 市の財政の状況を総合的に把握して的確な分析を行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければなりません。

2 前項の目的を達成するため、市は、次に掲げる財政情報を作成し、公表しなければなりません。

(1) 市の全財政を通じた資産、負債及び資産の移転等の現況を正確に把握するため、一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算を行って、市の財政診断に必要な財務諸表を作成しなければなりません。

(2) 市は、何人にも分かりやすい予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明方式に加えて、目・節において、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明記しなければなりません。

3 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければなりません。

4 市の予算は、前2項に規定する財政情報の作成、財政健全化計画のほか、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければなりません。

5 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて、住民に公表しなければなりません。

6 市の決算の公表に当たっては、改善点を明確にして、住民に公表しなければなりません。

7 市の財産については、次の各号により管理等を行うものとします。

(1) 市の財産管理に当たっては、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければなりません。

(2) 前号の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況、その他前号の目的を達成するため必要な事項が明らかになるように定めなければなりません。

(3) 財産の取得、管理及び処分は、法令等に定めるもののほか、第1号に定める管理計画に従って進めなければなりません。

8 市は、財政運営の効率的推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します。

### 行政評価について

(行政評価)

第24条 市長は、効率的でかつ、効果的な行政運営を図るため、全ての施策及び事業の行政評価を年1回実施しなければなりません。

2 市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った視点に立って評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を、積極的に住民に公開・

提供しなければなりません。

3 市長は、行政評価の成果と同時に必ず問題点、改善点を明らかにし、それを総合計画、施策、事業、予算・財政、組織等の必要な見直し等に生かさなければなりません。

4 市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として、行政評価委員会を設置します。

#### (行政改革)

第25条 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。

2 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。

3 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。

#### 住民参画の行政改革市民委員会の設置

#### (監査)

第30条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとしします。

#### (外部監査)

第31条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」という。)に監査を実施させることができます。

2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市長等に対して監査委員に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。

3 市長等は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させ、その結果を公表するものとしします。ただし、監査を実施させないときは、請求した住民に説明するとともに、その理由を公表するものとしします。

4 前3項に規定する外部監査機関等による監査の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めるものとしします。

#### 新たな項目

#### (出資団体等)

第29条 市長等は、出資団体等に関し、市との関係、出資団体等の経営及び財政状態等に関して、資料を作成し、毎年度、市からの資金の流れ及び出資団体等の運営体制及び経営状況等に関して公表するものとしします。

2 市長等は、出資団体等について、経営及び財政状態等を総合的に評価・検討して、その継続・廃止について結論を出し、これを公表しなければなりません。

3 市長等は、出資金及び補助金の交付等が適正に運営されているかどうかを審査するため、公募住民、学識経験者、専門家等を委員とする第三者機関として、出資・補助金等適正委員会(以下「適正委員会」という。)を設置します。

4 前項の適正委員会の手続き、運営に関しては、別に条例で定めるものとしします。

5 市長等は、出資団体等に関して、住民から苦情を受けた場合は、事実の調査をした上、当該団体に対して、意見、助言等を述べるとともに、その結果を公表するものとしします。

## 市政運営

### 3 組織体制、審議会等、総合的な行政サービス、人事体制 【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

#### (1) 組織体制

市の執行機関等は、効率的で機能的な組織体制を整備する。(義務規定)

#### (2) 人事体制

市の執行機関等は、適正な人事評価及び配置を行う。(努力規定)

市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図る。  
(義務規定)

#### (3) 審議会等

市は、必要に応じ審議会等を設置する。

市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任する。(努力規定)

#### (4) 総合的な行政サービス

市の執行機関等は、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する。(義務規定)

## 【現状】

地方自治法第158条(内部組織の編成)

熊本市事務分掌条例

熊本市人材育成基本方針

地方自治法第138条の4(委員会・委員の設置)

審議会等の設置等に関する指針

熊本市公募委員の選任に関する要綱

## 【1巡目の意見】

### 組織体制について

<全体にかかる意見>

「組織体制の整備」「組織運営」「組織のフラット化」は特に盛り込まなくていいのではないか。(田中委員)

ボリュームの問題も議論しなければならない。(落水委員)

「組織体制の整備」「組織のフラット化」などの細かい内容の必要性は疑問。ただ、議論があったことを基本理念かどこかに残して欲しい。(山形委員)

<「1 組織体制の整備」の意見>

普通に「組織体制の整備」と書くのか、行財政改革も含めて組織で改革を進めると書くのかは検討が必要。組織の一つの根幹に関わる問題である。(西村委員)

<「3 職員の育成」の意見>

職員の研修や能力開発はきっちりやらないといけない。(林委員)

<職員倫理の保持に関する意見>

自治基本条例の中で「熊本市職員の倫理の保持に関する条例」の運営、条文の見直し等を含めて考えたい。原則原理ではなく、はっきりした言葉で表現できればという思いがある。(山形委員)

職員の倫理について検討すべき。項目だけでなく内容についても職員政策として明確にすべき。(西村委員)

<「4 民間登用」の意見>

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に伴い、熊本市においては「熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定しているため、自治基本条例に項目を入れることには疑問がある。(寺本委員)

第四次案17条「市長は常勤の特別職である副市長に加えて、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます」とあるように、参与の規定が必要。(林委員)

<「4 民間登用」と「5 組織のフラット化」にかかる意見>

「民間登用」や「組織のフラット化」は、時代の流れや立場、組織で変わるもので、条例に盛り込む必要性がわからない。(齋藤委員)

<「5 組織のフラット化」の意見>

「組織のフラット化」については、業務内容についてその都度プロジェクトを作るなどして課題の解決に取り組んでいる状況。(寺本委員)

## 審議会等について

<全体の意見>

審議会は行政に対する参画として重要なものなので盛り込むべき。人材の選任、公表、資質の問題、公開等についても盛り込む必要がある。(林委員)

協働参画の一番大きな柱である。審議会が有効に働くように、少し突っ込んで欲しい。(田中委員)

設置は必要だが、目的や役割、意義がそれぞれ違い、個人情報関係など公開できない部分もあるため、一律に規定することには疑問がある。(寺本委員)

<「2 公募等による人材の選任」の意見>

公募の割合、男女の比率、年齢構成等を明確にすることなどを細かく規定することで、住民が平等に委員に就任できるようにすることが必要。(林委員)

<「2 公募等による人材の選任」と「3 選考結果の公表」にかかる意見>

審議会委員の選考となれば学識などの関係もあるので、その付近を整理しながら、公募について盛り込むのか、盛り込むのであれば「人材の選任」上に含めるのか、また、公募しやすい環境をどう整えるかという議論も必要。(鈴木委員)

<「3 選考結果の公表」の意見>

どこまで公表するかという問題がある。(山口会長)

審議会には多様な価値観を持った人が必要で、公募の選出について、公平性をどう担保していくのか真剣に議論しないといけない。(西村委員)

現実的に、市民の幅広い層からの応募はほとんどない状況の中、選考結果の公表まであるのであれば、ますます応募する人の足が遠のくため、盛り込まないほうがよい。(木下委員)

小論文を公表したら応募が減ることや限られた人しか応募しないことは問題。夜に審議会を行うなどの工夫も必要。(田中委員)

## 総合的な行政サービスについて

総合的な行政サービスに努めない行政はない。情報が増えてしまうことに対する弊害もあると思うので、よく考えたほうが良い。(鈴木委員)

## 人事制度の確立について

我が市において様々な問題が出ている一番の原因の部分にも関わってくると感じているため、人事制度の確立という項目は必要。(落水委員)

人事異動や人事考課を客観的に行える環境をどう作るかが重要。人事により被害を受けるのは市民であり、市民から見て客観的で透明性のある基準を明確にする必要がある。(西村委員)

客観性と透明性の整合は簡単には図れず、現実論からいくと、本当に市民のためになるかどうかは微妙。(落水委員)

### **【林委員・西村委員提言】**

(自治体法務)

第23条 市は、この条例を最高規範とする体系のもとに、条例、規則、要綱を整備するとともに、各政策分野における条例等を制定し、この体系の中に、位置づけなければなりません。

2 市は、住民の多様な価値観や市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するとともに、総合計画に基づいた地域の特性を生かした、自治立法権と自主解釈権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければなりません。

3 市長は、住民のさまざまな法的要望、活動に対して、法務の側面から支援するものとします。

4 市長は、制定した条例、規則、要綱等を体系的にまとめて、毎年度これを公表するものとします。

5 市長は、職員の法務に関する能力の向上を図るため、明確な基準を設定・公表した上、職場内公募を実施し、法科大学院等への派遣等を行い、職員の法務に関する能力の向上を図らなければなりません。

### **総合的な行政サービスについて**

(総合的な行政サービス)

第26条 市長等は、住民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

(安心・安全に暮らせるための危機管理)

第33条 市長等は、安全で安心な生活を確保するため、常に不測の事態に備え、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 市長等は、災害等の発生に対処するため、予測することができる危険等の必要な情報を、日頃から住民に周知しなければなりません。

3 市長等は、災害等の発生が予想されるとき、又は災害等の発生時には、住民と情報を共有するとともに、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握し、対策を講じなければなりません。

4 住民は、災害等の発生時には、自らの安全確保を図るとともに、地域コミュニティの一人として、隣人を助け、互いに協力して災害等に対処しなければなりません。

### **審議会等について**

(審議会・市民会議等)

第51条 市長等は、住民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、審議会・市民会議等を設置することができます。

2 市長等は、前項の規定により審議会・市民会議等を設置するときは、設置目的等に応

じて委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女の比率、年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたる就任及び同時期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるよう選任しなければなりません。

3 市長等は、委員のうちの三分の一を住民等から公募し、委員に選任します。

4 前項の公募の基準、審査基準及び住民からの応募期間は、少なくとも一箇月間を確保した上でこれを公表するものとし、採用された公募委員の論文等の結果は、これを公表して、選任の公正・透明性を確保します。

5 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、正当な理由がない限り、審議会等の会議を公開しなければなりません。

## 市政運営

### 4 行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度 【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

#### (1) 行政手続

市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護する。(努力規定)

#### (2) 意見等の取り扱い

市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望、苦情に対し、迅速かつ誠実に対応する。(努力規定)

市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開する。(義務規定)

#### (3) 苦情処理機関の設置（公的オンブズマン制度）

市の執行機関等は、市民の行政運営に関する苦情を処理するための第三者機関を設置する。  
(努力規定)

#### (4) 説明責任

市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市政運営に関する情報を、市民にわかりやすく説明する。(義務規定)

#### (5) 公益通報制度

市の執行機関等は、公益通報を受ける体制を整備する。(義務規定)

市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じる。(義務規定)

## 【現状】

行政手続法

熊本市行政手続条例

熊本市市民の声取扱要綱

要望・相談事項等の記録に関する基準

熊本市職員等の内部通報制度に関する要綱

民間労働者等からの公益通報の処理に関する要綱

## 【1巡目の意見】

### 行政手続きについて

行政手続条例を資料として要望する。(山形委員)

「行政手続」は「説明責任」のカテゴリでよいかどうかも含めて検討が必要。(鈴木委員)

### 意見及び要望の取り扱いについて

特になし

### 法令遵守について

「法令遵守」は必要ない。(林委員)

### オンブズマン制度と公益情報通報制度について

公益情報通報制度における第三者委員会の構成、任務、調査権の有無、通報の窓口はどこで、行政職員の協力規定、通報の対象に市民や出資団体の役員、職員は含まれているのか資料が必要。(西村委員)

この制度は通報者を保護するものだが、通報される事実がなく通報された側をどう保護するか非常に問題である。(齋藤委員)

オンブズマン制度と公益情報通報制度との兼ね合いは整理する必要がある。(荒木副会長)

### 説明責任について

「まちづくり」と「市政」という根本的な問題を明確にする必要がある。(西村委員)

「明らかにし」という言葉、ニュアンスは残す必要がある。(鈴木委員)

中学生ぐらいの若い人にもわかるような説明の仕方について盛り込みたい。(山形委員)

「説明責任」に加え「応答責任」も必要。市政に関し説明を求める権利も位置づけていくべき。

(林委員)

「説明責任」に「まちづくりに関する」とは絶対に盛り込まないでほしい。(林委員)

## 【林委員・西村委員提言】

### 行政手続きについて

(行政手続)

第28条 市長等は、住民の権利の擁護と利益を図るため、行政処分、行政指導、届出に係る手続きに関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 前項の手続きに関して、必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 公益通報制度について

(公益通報)

第32条 市の職員及び出資団体等の役員、職員(以下「職員等」という。)は、法令に違反する事実、人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し又はこれらに重大な影響を与える恐れのある事実に気付いたとき並びに公益に反する恐れのある事実、事務事業にかかる裁量の誤りに気付いたときは、これを放置せず、かつ、隠すことなくその事実を別に定める弁護士等を委員とする第三者機関等に通報しなければなりません。

2 第三者機関等は、職員等の外、市民からの通報による場合も、調査を開始しなければなりません。

3 第三者機関等の調査に対して、職員等は協力する義務があります。

4 正当な公益通報を行った職員等は、その公益通報をしたことを理由に不利益を受けないよう保障されなければなりません。

5 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 苦情処理・公的オンブズマンについて

(苦情処理・公的オンブズマンの設置)

第27条 市長は、住民の行政運営に関する苦情を公正かつ中立的な立場で、的確かつ迅速に処理することにより、住民の権利利益の擁護を図り、市政に対する信頼性を高め、公正かつ透明な行政の推進を図るため、別に条例で定める熊本市公的オンブズマン(以下「公的オンブズマン」という。)を設置します。

2 公的オンブズマンは、住民の代理人として3名により構成し、住民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うものとします。

3 市長等は、公的オンブズマンの職務の遂行に関してその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、公的オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければなりません。

4 市長は、公的オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、行政に関して優れた識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱するものとします。

5 市長等及び職員は、公的オンブズマンの職務の遂行に関し、協力する義務を負うものとします。

6 公的オンブズマンは、苦情の申立に対する意見・提言等の内容について、改善点及び問題点の指摘を含めて年次報告書を作成し、これを公表するものとします。

## 説明責任について

(説明を求める権利)

第41条 主権者である住民は、市政に関し、説明を求める権利を有します。

(説明責任及び応答責任)

第42条 市議会及び市長等は、主権者である住民に対して、この条例に基づく基本理念、自治運営の基本原則及び各制度に基づき、市政に関する事項について、積極的に説明及び応答する責任を果たさなければなりません。

2 市議会及び市長等は、住民に対し、本条例第36条第2項に定める意思決定過程の情報等を含めて市政に関する事項につき、誠実かつ納得できるような説明をしなければなりません。

3 市議会及び市長等は、住民から寄せられた意見、要望・疑問等に対し、事実に基づき関連性及び全体像が明らかになる資料を提供するとともに、対話を通して誠実に応答する責任を果たさなければなりません。

## 住 民 投 票

### 1 住民投票

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

#### (1) 住民投票

市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。

市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定)

#### (2) 住民投票の請求及び発議

市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

## 【現状】

地方自治法第 12 条、第 74 条（要約抜粋）

### 第 12 条

・普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、当該地方公共団体の条例(地方税の賦課徴収・分担金、使用料・手数料の徴収に関するものを除く)の制定又は改廃を請求する権利を有する。

### 第 74 条

・普通地方公共団体において選挙権を有する者は、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から長に対し、条例(法 12 条に定めるものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

・署名収集の期間は、市町村にあつては 1 ヶ月以内とする。(法施行令)

・前項の請求があつたときは、長は直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

・長は、請求を受理した日から 20 日以内に議会を召集し、意見を付けて議会に付議し、その結果を代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

・議会は、付議された事項の審議を行うにあたり、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

## 【1巡目の意見】

### 住民投票の実施

<「1 住民投票の実施」の意見>

市民が、直接行政に対し意見を表明し、その意思決定に参加することができるという、間接民主主義を補完する象徴的なものであるため、明記して市民へ示すべき。(原委員)

<「2 事業ごとの条例制定」と「3 住民投票の実施」の意見>

「事案ごとの条例制定」、「住民投票の実施」、「尊重」、「事案ごとの公表」については、地方自治法第 74 条などの上位法律との関係を調整し、法律の範囲内で制度設計を考える必要があり、二巡目で検討を深めていくべき。(荒木委員)

### 尊重、公表

意見なし

### 住民投票の請求

<「1 市長への住民投票の請求」について>

「20 分の 1 の者の連署」と記載があるが、実務上のミスのため削除。(西村委員)

<「2 市議会への住民投票の請求と実施」について>

今日の地方自治法では直接議会に対して請求することはできないため、この項目は削除。(西村委員)

<「3 再度の請求」について>

「2」と同様に削除。(西村委員)

### 住民投票の発議

意見なし

## 【林委員・西村委員提言】

(住民投票)

第52条 市長は、市政運営に係る重要事項について、直接住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議等)

第53条 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。

3 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

4 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

## 国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等

### 1 国、他の地方公共団体等との連携

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

#### (1) 国、他の地方公共団体等との連携

市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める。(努力規定)

市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努める。(努力規定)

市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努める。(努力規定)

### 2 自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

#### (1) 自治推進委員会

市長の附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置する。(義務規定)

委員会は、市長の諮問に基づき、自治の基本原則に関する重要事項を審議する。(義務規定)

委員会は、前項に規定するもののほか、自治の基本原則に関する重要事項について市長に意見をのべることができる。

委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成される。(義務規定)

委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。(義務規定)

#### (2) 最高規範性

他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とする。(義務規定)

市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努める。(努力規定)

#### (3) 条例の見直し

市長は、条例施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。(義務規定)

市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえる。(義務規定)

#### (4) 附則

施行日

その他必要事項

## 【現状】

友好姉妹都市

中国・桂林市、アメリカ・サンアントニオ市、ドイツ・ハイデルベルク市、福井市

鹿児島市、熊本市、福岡市 交流連携協定

地方自治法第138条の4(委員会・委員の設置)

## 【1巡目の意見】

### 国及び他の地方公共団体等との連携について

法的根拠とまでいなくても、何に基づいて行動するかという根拠があれば、有事の際に、他都市と相互扶助の関係ができてくると思う。(山形委員)

少し不足している部分があり、コミュニティの項目で協議するかもしれない。(山口会長)

「連携」という言葉でなく、もっと適切な言葉にしなければならない。(西村委員)

### 自治推進委員会の設置について

#### <全体にかかる意見>

名称はともかく自治を推進していくような市民委員会が必要であり、委員会の役割、構成、委員の数は当然盛り込んでおかななくてはならない。(荒木委員)

#### <「1 自治推進委員会の設置」の意見>

自治推進委員会は、自治法上の付属機関として位置付け、自らの発案と市長からの諮問を受けて、熊本市の自治の重要事項を審議する極めて重要な委員会である。(林委員)  
名称は別にして、市民の意見を聴取する組織の必要性は非常に感じる。(落水委員)  
校区自治協議会との関連、市長との関連、議会との関連を明確にする必要がある。(落水委員)

#### <「2 委員会の役割」の意見>

市長からの諮問だけでなく、委員会の発意に基づいた重要事項も審議し、その結果を市長に答申する役目も必要。(林委員)

#### <「3 委員会の構成」の意見>

市長の諮問機関である以上、市議会議員は入らないのが一般的。公募委員を含むということはもちろん、市議会議員は含まないということも明確に規定すべき。(林委員)

#### <「3 委員会の構成」と「4 委員会の人数と公募委員の数」の意見>

公募委員数の比率の問題、地域性の問題、男女の比率の問題等、公平な自治推進委員会の構成を、年齢構成は別としても、広く色々な階層で委員を公募してメンバー選出を行うことが必要。(林委員)

### 条例の位置づけについて

杉並区では、行政案に最高規範性の文言がなかったため、区議会が文言を入れたという事例が

あり、1～3とも盛り込む必要がある。(林委員)

最高規範性という言葉が明確に残ることで、本来の目的を達することがやりづらいというのが現実。言葉自体は否定しないが、色んな副作用が出る心配もあるため検討すべき。(落水委員)

地方自治体の憲法として、「最高規範性」を明記する必要がある。明記することにより、最高規範性という性格が生まれ、次に、運用面において最大限に尊重するところが出てくる。(西村委員)

他都市の条例を見ても、ほとんどの条例に最高規範性を盛り込んでおり、盛り込んだからと言って問題ができることは恐らくないと思う。(田中委員)

事務局に、今現在の自治基本条例の中で「最高規範性」というものを条例に盛り込んでいる本数と割合を調べて欲しい。(林委員)

#### **条例の見直しについて**

自治推進委員会の役割とも関係するので、検討してはどうか。(田中委員)

文言の整理が必要。(山口会長)

#### **附則について**

<「2 4年を経過した後の検討」の意見>

4年か、3年か、5年か微妙なところもあるので、二巡目に検討が必要。(山口会長)

「条例の見直しの委員会」の項目との兼ね合いもある。(山形委員)

#### **【林委員・西村委員提案】**

##### **国及び他の地方公共団体との連携について**

(国及び県等との政府間関係)

第63条 市は、基礎的自治体である市町村優先の原則に基づき、国及び県等(以下「国等」といいます。)との適切な政府間関係の確立が図られるように、国等に対して、制度、政策等の改善に向けた取組みを積極的に行うとともに、関係団体、住民と連携協力し、自治基盤の強化を図らなければなりません。

(他の地方公共団体等との連携)

第64条 市は、他の地方公共団体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、住民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければなりません。

(国際関係)

第65条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、住民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとします。

## 自治推進委員会の設置について

### (自治推進委員会の設置)

第62条 この条例に定める自治の基本理念及び自治運営の基本原則の実現に向け、熊本市の自治の推進に関する重要事項を審議するため、自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「自治推進委員会」といいます。）を設置します。

2 自治推進委員会は、市長の諮問に基づく重要事項の審議の外、委員会の発意に基づいて決定した事項についても審議し、その結果を市長に答申することができるものとします。

3 市長は、自治推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

4 自治推進委員会は、地方自治に識見を有する者及び住民による15人以内の委員によって構成します。

5 自治推進委員会の委員は、透明かつ公正な選任基準のもとに、第三者機関により選任されるものとします。

6 自治推進委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

7 住民は、自治推進委員会に対して、要望等を提出することができます。

8 自治推進委員会は、住民から提出された要望等を審査・検討し、その対応の結果を通知するものとします。

9 自治推進委員会の調査活動について、市長等及び補助機関である職員は、協力する義務を負うものとします。

10 自治推進委員会の会議は、定例市議会に合わせて、少なくとも年4回開催するものとします。

11 自治推進委員会の会議は、公開とし、議事録は速やかに公表するものとします。

12 前各項に定めるもののほか、自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

## 条例の位置付け・最高規範性について

### (最高規範性)

第4条 この条例は、熊本市における自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図らなければなりません。各計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 この条例を実効あるものとするためには、本条例の各条文に定める個別手続き条例の制定が不可欠であるから、早急に制定するものとします。

3 住民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、熊本市の団体自治及び住民自治の確立・推進に努めます。

## 条例の見直しについて

### (条例の見直し)

第66条 市長は、この条例を改正又は廃止する場合には、本条例第62条に規定する自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。ただし、自治推進委員会が住民投票を不要と判断したとき、又は軽微な変更については、この限りではありません。

2 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じるものとします。

3 前項の見直しについては、本条例第62条に規定する自治推進委員会に諮るものとし、

自治推進委員会の提言に対して、市長は、これを尊重するものとします。

#### **附則について**

##### **附則**

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第62条（自治推進委員会の規定）の規定は、規則で定める日から施行します。